

帯広高齢者支援協会介護福祉士実務者研修（通信） 学則

（事業者の名称 所在地）

第1条 本研修は次の事業者（以下、当法人という。）が実施する。

事業所名 特定非営利活動法人帯広高齢者支援協会

帯広市西5条南16-9-3 郷ビル4階

（事業の目的）

第2条 専門職としての基本姿勢、知識、技術等を習得させ、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。

（実施課程）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。
介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次の通りとする。

帯広高齢者支援協会介護福祉士実務者研修

（研修場所）

第5条 研修場所は次の通りとする。

帯広市西5条南16丁目9-3 郷ビル4階

（入学時期）

第6条 入学時期は毎年、7月、4月とする。

（研修期間）

第7条 研修期間を4ヵ月と6ヵ月とし、12ヵ月まで受講を延長することができる。

（在籍年限）

第8条 在籍年限は1年以内とする。但し、やむを得ない場合については手続きの上、2年までとする。

（受講者の選考）

第9条 受講選考実施規定によって選考し、決定通知を送付する。受講選考実施規定は次のとおりとする。

(1)当法人指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名の上申し込む。この際、「訪

問介護員養成研修 1 級課程修了証明書」「訪問介護員養成研修 2 級課程修了証明書」「介護職員初任者研修修了証明書」「訪問介護員養成研修 3 級課程修了証明書」「介護職員基礎研修修了証明書」の写しを併せて添付する。但し、定員に達した場合は受付終了とする。

(2)当法人は申込書類を確認した上、受講者の決定を行い、決定通知と共に受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。

(3)受講者は指定の期日までに受講料を納入する。

(受講手続)

第 10 条 受講手続きは以下のとおりとする。

(1) 受講を許可された者は、指定期日までに所定の受講料を支払わなければならない。(振込の場合、振込手数料は、受講生負担とする。)

(2) 前項の受講手続きを完了した者について受講を許可する。

(受講生の本人確認)

第 11 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

受講申込受付または初回の講義時に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認する。

(通信養成を行う地域)

第 12 条 通信養成を行う地域については下記のとおりとする。

研修対象地域は十勝管内とする。

(受講対象者)

第 13 条 研修の受講対象者は、第 12 条の通信養成を行う地域に在住又は勤務する者で介護福祉士資格の取得を目指す者で、設置する教室で行う面接授業(スクーリング)に参加可能な者に限る。

(研修の参加費用)

第 14 条 各コースの受講料は下記のとおりとする。

(1)訪問介護員養成研修 2 級課程修了者もしくは介護職員初任者研修修了者
120,000 円(税込)別途テキスト代 12,800 円(税別)

(2)訪問介護員養成研修 3 級課程修了者
150,000 円(税込)別途テキスト代 12,800 円(税別)

(3)無資格者
205,000 円(税込)別途テキスト代 12,800 円(税別)

(4)訪問介護員養成研修 1 級課程修了者

72,000 円（税込）別途テキスト代 12,800 円（税別）

(5)介護職員基礎研修修了者

56,000 円（税込）別途テキスト代 12,800 円（税別）

納入された研修参加費用は原則として返還しない。ただし、受講日前日迄に、受講辞退の申し出があった場合は返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

(教職員の組織)

第 15 条 施設長 1 名。教員 2 名以上。事務職員 1 名以上。

(研修のカリキュラム、時間数)

第 16 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム、受講時間数は、学則別表 1 のとおりとする。

(生徒定員)

第 17 条 学級の定員は 15 名、学級数は 1 学級と定め、1 学年の定員は 30 名とする。

(休学)

第 18 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない場合については手続きの上、2 年までとする。

(復学)

第 19 条 前条の者が復学しようとするときは、復学願いを養成施設長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第 20 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し、許可を得なければならない。

(指導及び評価方法)

第 21 条 指導及び評価方法は以下のとおりとする。

通信講座の為、自宅学習とスクーリング（面接授業）による指導を行う。テキストを使用し自宅学習を進め、指定期間内に試験式設問課題とレポートを郵送で提出し、添削指導及び評価を行う。介護過程Ⅲと医療的ケアの演習はスクーリング（面接授業）となる為、各科目の授業の 2/3 以上に出席する事が必要。

(研修修了の認定方法)

第 22 条 修了認定は以下のとおりとする。

(1)受講料を全額納付し、第 16 条に定めるカリキュラムの全課程を履修してい

る事。100 点を満点として、A (90 点以上)、B (80～89 点)、C (70～79 点)、D (70 点未満) の 4 段階評価で、各科目 C 以上である事。実技・演習は評価基準を満たす事。各科目 D 以下、実技・演習評価が基準以下の者は、別途補講を設け対応し、再試験、再評価を行う。課程の修了は、全科目の履修を条件とする。

(免除項目)

第 23 条 社援基発 1104 第 1 号「実務者研修における「他研修等の修了認定」に基づき、免除科目は学則別表のとおりとする。

(補講)

第 24 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者、また第 22 条で D 判定を受けたものについては、個別に行う補講、又は同課程の次期開講の代替で受講することにより、履修完了とする。但し、補講又は代替受講は事前の申し出を原則とする。補講は 1 時間 1,000 円とし、代替受講は無料とする。

(修了証明書等の交付)

第 25 条 第 22 条の定めにより、研修を修了した事を認定された者には、修了証明書を交付する。(A4 横書き修了証明書、名刺サイズ携帯修了証明書)

修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。ただし修了証明書の再発行にかかる料金については、1 枚につき 2000 円を受講者の負担とする。

(修了者の管理)

第 26 条 第 22 条の定めにより、研修を修了した事を認定され、第 25 条により修了証明書の授与を受けた者について、修了者台帳を作成し、氏名・住所・生年月日・修了年月日・修了番号等を記載して管理する。

(個人情報保護)

第 27 条 運営上知り得た受講生に係わる個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。個人情報方針に則り、秘密保持には十分な管理を行えるよう、従業員に対して定期的に研修を行い、個人情報の適切な取扱いを徹底する。

(休業日)

第 28 条 休業日は次の通りとする。ただし施設長が必要と認めた場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 年末年始 12 月 31 日～1 月 3 日
- (2) 夏季休業 8 月 13 日～8 月 15 日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(賞罰)

第 29 条 賞罰は以下の通りとする。

- (1) 受講生が学則並びに帯広高齢者支援協会の定める諸規則を守らず、受講生としての本分に反する行為があったときは、注意し、改善が見込まれない場合は処分することができる。
- (2) 懲戒処分方法は指導、警告、勧告及び退学とする。

(受講資格の取り消し)

第 30 条 次の各号の一に該当するものは、受講資格を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行をさまたげる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者
- (5) その他、事業者が不相当とみなした者
- (6) 同上各号により受講資格が取り消しになった場合においても、第 13 条に定める通り、研修参加費の返金を行わない。

(施行細則)

第 31 条 本学学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要であると認められる時は、所轄する法人がそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

学則別表 1

介護福祉士実務者研修（通信課程）受講者別履修科目一覧

本テキスト の該当巻(中 央法規)	標準(厚生労働 省によるカリキ ュラム)	無資格 者	訪問介護員養成研修 1級課程修了者	介護職員 初任者研 修修了者	訪問介護員 養成研修2級 課程修了者	訪問介護員 養成研修3級 課程修了者	介護職 員基礎 研修修 了者
第1巻	人間の尊厳と自立 (5時間)	○	免除	免除	免除	免除	免除
	社会の理解Ⅰ (5時間)	○	免除	免除	免除	免除	免除
	社会の理解Ⅱ (30時間)	○	免除	○	○	○	免除
第2巻	介護の基本Ⅰ (10時間)	○	免除	免除	免除	○	免除
	介護の基本Ⅱ (20時間)	○	免除	○	免除	○	免除
	コミュニケーション 技術 (20時間)	○	免除	○	○	○	免除
	生活支援技術Ⅰ (20時間)	○	免除	免除	免除	免除	免除
	生活支援技術Ⅱ (30時間)	○	免除	免除	免除	○	免除
第3巻	介護過程Ⅰ (20時間)	○	免除	免除	免除	○	免除
	介護過程Ⅱ (25時間)	○	免除	○	○	○	免除
	介護過程Ⅲ【面 接授業】 (45時間)	○	○	○	○	○	免除
第4巻	発達と老化の理解 Ⅰ(10時間)	○	免除	○	○	○	免除
	発達と老化の理解 Ⅱ(20時間)	○	免除	○	○	○	免除
	認知症の理解Ⅰ (10時間)	○	免除	免除	○	○	免除
	認知症の理解Ⅱ (20時間)	○	免除	○	○	○	免除

	障害の理解Ⅰ (10時間)	○	免除	免除	○	○	免除
	障害の理解Ⅱ (20時間)	○	免除	○	○	○	免除
	こころとからだ のしくみⅠ (20時間)	○	免除	免除	免除	○	免除
	こころとからだ のしくみⅡ (60時間)	○	免除	○	○	○	免除
第5 巻	医療的ケア (50時間)	○	○	○	○	○	○
	医療的ケア演習 【面接授業】	○	○	○	○	○	○
受講時間 数	450時間	450 時間	95時間	320時 間	320時間	420時間	50時 間

注1)当養成施設では、「訪問介護員研修2級修了者」もしくは「介護職員初任者研修修了者」を対象にしたコースを開講いたします。

注2)受講に際しては、免除科目があります。表中の○が受講必須科目です。

注3)医療的ケアについては、通信50時間とは別に3日間の面接授業(演習)を行います。